

労使交渉議事録

1 日時及び場所

令和2年11月18日（水）午後7時から午後9時まで

職員会館 4階 会議室

2 出席者

当局 小西 総務部長、岡田 人事室長 他

山村 水道部長 他

職員団体等 坂田 吹田市職員労働組合執行委員長、梅本 書記長

北野 吹田市水道労働組合執行委員長、岡本 書記次長

川見 吹田市関連職員労働組合執行委員長、川崎 書記長 他

3 交渉議題

秋季重点要求、年末一時金要求、コロナ対応に関する要求等について

4 交渉要旨

○職員団体等 秋季重点要求、年末一時金要求等に基づく第3回交渉を始めます。

今季の交渉も本日で3回目、週明け24日には山場、回答指定日を迎えます。第1回交渉で確認しましたように労使協議を尽くして24日山場には合意が得られるということを目指してきました。私たちの要求については、アンケート結果をはじめ要求の根拠を明らかにして実現を迫ってきました。一方で、当局からの提案に対しても真摯に対応して、地方公務員法や同一労働・同一賃金に照らして会計年度任用職員の一時金削減提案に合理性がないことを明らかにするとともに正規職員、定年前職員の一時金削減提案に対しては解決に向けた対案を示してきたところです。

歴史を紐解きますと、非常勤の職員、今の会計年度任用職員の前身である非常勤職員に勤勉手当相当の割増報酬が初めて支給されたのが1994年の12月でした。それまでは、期末手当に相当する割増報酬しか支給をされてなかったんですね。それから四半世紀余り、会計年度任用職員制度が始まって、逆に26年半前に戻ってしまったような状況です。しかし、私たちはこれを逆行とみるのではなくて、もともとの進歩の方向に進んでいく、向かっていくものだと確信をしています。

本日の交渉では、まだやり取りのできていない項目について交渉するとともに、山場に向けた最後の交渉ですから解決に向けた方向性を見出していきたいと思っています。当局の真摯な対応を要請をして、交渉を始めたいと思います。

○職員団体等 まず、重点要求の2番目のコロナ対応のところからです。

最近の感染状況、先ほどニュースでも報じていましたが、今日、東京で493人の感染確認があったということです。大阪府では昨日は269人、過去2番目ということ。おととい時点では、重傷者の数が過去最多の72人と同じ数になったということ。重症病床の使用率も35%になっているということです。兵庫県や京都でも過去最多となっているということです。今後、またさらに感染が広がって緊急事態宣言が再

び発令されるかもしれません。引き続き対策が必要になってくると思います。また、職場における感染予防対策と健康悪化を起こさせない対策も必要だと思いますが、どうでしょうか。

○当局 本市においては今年度の当初、緊急事態宣言が発令をされた当時からの取組を今日においても取組としては継続をしております。それは確かに緊急事態宣言下で実際、職員の出勤率が5割程度まで下がったこともございました。現実問題として業務が通常どおり動いている今日においてそのレベルにまで下げるとするのは現時点では難しいんですけども、積極的に振替を取ったりであったり、対象となる方について在宅勤務をしたりであったり、時差勤務を継続したりであったり、そういった取組は継続して実施をしていくところです。

それと、コロナを原因として休暇が必要な場合、特別休暇についても制度を廃止することなく現在においてもその制度はあるという状態で続けておりますので、そういった取組を今後とも継続するとともに状況を見ながらこういった取組を行っていくかというのは素早い対応ができるように構えているといいますか、日々準備をしているようなそういう状況です。

○職員団体等 保健所をはじめ市民の命とか暮らしとか営業を守っている職場では、コロナで繁忙期となったということで時間外勤務の状況はどのようになっているのでしょうか。例えば、100時間を越えられている方はどうでしょうか。

○当局 100時間越えの方がどれぐらいいらっしゃるかという資料は持ってないですけども、緊急事態宣言中や9月に感染者がじわじわ増えてきた頃保健所に勤務する職員で100時間超えの方については複数いらっしゃるという状況でございます。

○職員団体等 保健所設置準備室の時代から大変な思いをされてきたと思います。一旦、コロナが収まってきたと思ったらまた7月にコロナが増えてきて、7月はかなり長時間勤務をされた方がいらしたんですね。違いますか。

○当局 保健所の地域保健課の担当が感染症グループですので、その職員についてはかなりの長時間勤務であったということでございます。

○職員団体等 全体としての超勤は減る傾向ということですか。

○当局 今年度においてはそのコロナ対応ということで保健所のみならず給付金であったり様々な業務が発生をしておったんですけども、そういったところで業務が増えたことがある中においても超勤、時間外勤務の状況については年度ごとの経過を見ると減少傾向にはあるという、そういったところは保てておりますので、全体としての取組というのは少しずつですけども進んでいっているのかなとそう感じております。

○職員団体等 今本当に保健所が大変ということで、支部のほうでも保健所の人員要求も出しているところ

です。

保健所の人員についてはどうするのでしょうか。

○**当局** 人員そのもの、定数の関係については人事室の所管ではないんですけども、行政経営部のほうから定数の数字を頂いて、今年については例年はやっていない12月以降に採用試験を実施すると。その対象職種にも保健師が含まれていると、そういったような状況もございまして、業務繁忙にする対応を進めているところです。

○**職員団体等** その保健師とか保健所の事務職の方は、来年度以降増員ということですね。

○**当局** そうです。

○**職員団体等** 何名程度増員になるんですか。

○**当局** 保健師と事務職合わせて10名程度は増員になる予定です。

○**職員団体等** ほかに今回12月採用試験でどんな職種を募集されているのでしょうか。

○**当局** 今回、12月以降の実施になる採用試験では、事務職と技術職の土木、それと技術職の建築です。それとその先ほど申し上げた保健師ということになります。

○**職員団体等** 今回は年齢は50歳までとされていたと思うんですけど、理由は何でしょうか。

○**当局** 幅広い人材を集めたいという思いと、それとコロナが発生して以降の社会情勢、厳しい状況に置かれてしまった労働者の方もいらっしゃる、そういったところへの配慮から総合的に50歳までということで要件を定めました。

○**職員団体等** 府の市長会も各界に要請のアピールを出されていたと思いますので、正規職員としての雇用を増やすことは大いに歓迎しますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

コロナで特別休暇制度などがいろいろできたんですけども、妊娠されている方は基本的には出勤しないという副市長通知も出ていましたけれども、配置基準のある一部の職場では妊娠中、職員が出ないと回らないということで、制度はあるけれども利用できないという実態がありました。どうなっていますか。

○**当局** 新型コロナウイルス感染症の対応に関する第2次要求書というのを頂いて、それに関して、妊娠している女性職員の健康管理対策で原則、在宅勤務ということで通知をしているところですが、例えば保育所など配置基準のある職場で妊婦が出勤している実態を改善するため必要な人員配置を行うことという要求書を頂いたんですけども、これについては、保育士が妊娠した場合の対応を、それまでについては会計年度任用職員で軽作業員を任用していましたが、コロナ禍の中ということで原則、妊婦が在宅勤務をしていること

もあって、それ以降は妊娠した保育士がほかの職種と同様に、可能な限りなんですけれども在宅勤務としてその代替は会計年度任用職員の保育士を充てていただくように所管には伝えてあります。その結果、所管でパートタイムで雇っておられる方をフルタイムに置き換えたりすることで工夫をして対応をされているとはお聞きしております。

○職員団体等 実際は、職場によっては職場全体の人数が、例えば病休の方や育休の方がいて正職が足りなくて、会計年度任用職員の方で置き換えたとしても正職でしかできない仕事、正職でしか担えない仕事っていうのがあるんですね。その部分は正職が補っていかないといけないけれども、全体の正職が足りないということで、とても職場は大変で、妊婦さんが、大変やったら私出ていきますっていうことで出勤されたりとか、職場でも一定配慮されているということなんですけども、実態は満員電車に乗って職場に来てということがあるんです。

コロナというのは今後もすぐに終わるわけじゃないし、一定期間続いていきます。妊娠した方がいらっしゃったらすぐにでも正職による加配を行っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○当局 妊娠されている方がいらっしゃった場合ですけど、そういった方が発生したら直ちに正職を雇うというのは職員定数上の問題、人件費の問題、様々ありますのですぐそうしますという回答というのはできないところですけども、ただ、保育所においても現状について、人事室とともに行政経営部のほうも保育幼稚園室からの説明を受けて、何とか採用数を増やすことができないかという検討をして、追加の合格、もともとは補欠合格をされていた方に対して追加の正式な合格をさせていただいたりとか、そのような取組もしておりますので、可能な限り保育所現場の安定といいますかそういったところには努めていっているところです。

○職員団体等 今回5月採用試験で45人募集されていたかと思いますが、合格者は45名ということになっていますが、さらに追加の方もいらっしゃるということですか。

○当局 採用の関係の資料を持ってきてないんですけども、私の記憶では6名の追加をさせていただいたと記憶しております。

○職員団体等 4月の時点で皆さんが吹田にとどまっていたいただければ一定数は確保できているということだと思いますので、ぜひ加配できるところには加配をお願いしたいと思います。

要求項目の2番、在宅勤務のところですけども、今現在行っている在宅勤務というのは緊急的なもので感染防止対策として行っているものですね。

○当局 はい、今おっしゃったとおり緊急措置的な実施ということで実施をさせていただいているところです。

○職員団体等 在宅勤務ですけども、機器などは整ってきたのでしょうか。

○**当局** 情報政策のほうでも20台か、これも正式な数は手元にないですが、何十台か市役所の庁舎で使っている端末の環境が自宅でも可能な限り再現できるような端末を新たに購入をして、各部のほうに利用するかどうか等の照会をかけてると、そういった状況です。

○**職員団体等** そもそも市役所の業務の大半が個人情報の取扱いで、基本的には在宅勤務はなじまないと思っているところですけど、一方では妊婦さんのように在宅勤務をしてもらう必要がある職員もいます。在宅勤務は基本的には役所には親和性がないけど、それも一定必要なのでしょうか。

○**当局** おっしゃるように、公務職場の中でも特に基礎自治体においては、民間企業っていても企業の業種によりますけども、民間企業とは異なり、確かに在宅勤務に向く業務というのはどうしても少ないのかなど、そういう実感はあります。ただ、そういった中でも各部の中でも可能な職というのを見出していただいて、それを一定集めることによって在宅勤務が可能な業務を在宅勤務をしなければならない方に従事していただくと、そういう取組を各部のほうにお願いをしているというところですよ。

○**職員団体等** 在宅勤務は、労働時間管理が曖昧になってしまいやすいですし、セキュリティの問題とか、通信費は誰が負担するのとか、在宅勤務で家族の人が横におったらどうなのとか、検討すべきことはたくさんあると思います。

在宅勤務を本格導入するとすれば、労働条件の変更に当たるので、労使協議を行っていただきたいと思っています。

○**当局** 今現在も人事室だけではなくて行政経営部その他関連する職場含めて、いわゆるテレワークの検討会議という組織を立ち上げて検討を行っているところですよ。それで、今おっしゃったように当然、労働条件に関わる場所というのは間違いなく含まれているとは認識しておりますので、本格実施に当たってはしかるべき提案をさせていただきたいと考えております。

○**職員団体等** 感染拡大防止のための作業とか消毒とかで業務量が増えている職場があります。子供さんの命を預かっている学童とか保育所とかです。

学校ではサポートスタッフの予算がついていますけれども、こういった子供さんの命を預かる職場でも必要じゃないのでしょうか。

○**当局** 今日は交渉ということで勤務条件を所管する人事室と水道部が来させていただいているところですけども、そういった処遇が必要かどうかというのは明確に我々の口からは答えられませんが、先ほども申しましたように、保育所における職員の加配であったりも、まずは各所管のほうからの説明をいただく。まずは所管のほうでそういった職種であったり業務であったり必要性を説明をしていただくといえますか、所管の意思決定があって、それを行政経営部なり人事室のほうに説明をしていただいて決まっていくことかなと思っております。

○**職員団体等** いろいろな職場の現状を聞いていますと、雇いたいと思っても人が集まらないということで、

本当に現場は疲弊していると聞いています。

会計年度任用職員の処遇の引上げを考えるとところは人事室ですね。

○**当局** 会計年度任用職員の処遇といたしますか。恐らく賃金を指していると思うんですけども、最終的に決定をして規定等の改正事務を行うのは人事室になりますけども、会計年度任用職員の処遇に当たってはこれも先ほどと同じ流れになるんですけども、各所管からの必要性の説明であったり依頼であったり、そういったものを受けて意思決定をしていくということになりますので、まずは所管の、所管内部での意思決定というところから始まると、そのように考えます。

○**職員団体等** 市民病院で働く仲間は、コロナに自分が感染したらあかんし、家族にも移したらあかんし、患者さんにも移したらあかんということですのでいびりびりしてずっと頑張ってきています。ただ、市民病院はコロナ患者受入れのために病床数を、通常病床数を減らしているので、財政的にも大変、経営状態も悪化していると聞いています。それが跳ね返って、病院で働く仲間の処遇改善につながっていないということがあります。市として市民病院へ財政的な措置を行うようにぜひ働きかけていただきたいと思います。

○**当局** 市民病院に関しては、健康医療部のほうが所管をしておりますので、今おっしゃったような要望があった旨、健康医療部のほうに伝えていきます。

○**職員団体等** 国から年末年始の休暇を分散して取得、1月11日までに取得するように要請されているんですけど、吹田市としてそういった考えがあるのでしょうか。

○**当局** その点につきましては、今ある年末年始の休暇といたしますか休日ですね、休日を改正してまで対応するというのを考えておりません。ただ、分科会の提言に基づく国の取組でもございますし、感染拡大を防ぐ観点からもそういった年次休暇の分散取得といたしますか、年末年始の前後でまとまった休暇を取るよというということで、そういった奨励通知はさせていただこうかとそう考えております。

○**職員団体等** 例えば12月31日まで出てきて、その、休みを後にずらしてくださいとかいうのではなくて、29日から3日までの休みがあって、その前とか後に年次休暇をつけたらどうですかと例示されるということですね。

○**当局** そうですね。分科会、コロナの分科会から政府に対する提言も、その年末年始の休暇に加えという表現になってます。ですので本市もその年末31日まで働いて、その三日間をまた違うところで振り替えるとかそういった趣旨ではなくて、年末年始の休暇に加えて分散した形で、ほかにまとまった休暇を取って、ほかに取ったところで帰省であったりちょっと旅行という表現ももうあまりしてはいけないような状況にはなってきますけども、そういった年末年始のタイミングを外して帰省などをしていただければとそのように思っています。

○**職員団体等** 重点要求の3の、災害時の対応、出勤の在り方です。

学校における学校校務員とか給食調理員の災害時の役割というのが今は明確化されてないということについて、教育委員会で整理していく部分だということ、技能労務職にどういった業務命令をしていくのか、検討していかないといけないということだったと思います。校務員とか給食調理員には「すぐメール」は行ってるんですか

○**当局** 従前から職種によって区分をしたりとかそういうものではなかったんですけども、それに加えて今年度に入ってすぐメールの登録を義務づけの形を取らせていただいていますので、現時点においては全ての方に行き渡るのではないかと、そのように考えてます。

○**職員団体等** それは今年度から市全体の正規職員に対して義務づけを行ったということですね。

○**当局** 従前から登録することは可能ではあったんでしょうけども、人事室のほうからも改めて登録の周知をさせていただいたので、それを受けて登録をしてくれはったのかなとそのように思います。

○**職員団体等** 学校における技能労務職の災害時の動きは教育委員会で考えるべきことだということだったんですけど、危機管理の観点からは教育委員会が考えるのを待っておけばええんですか。

○**当局** これも正式な所管しているものではないので正式なことは申し上げられませんが、ただ、その学校現場の特殊性と職種、それとその業務内容の特殊性とございますので教育委員会のほうから危機管理のほうに相談をしながらどういった形が望ましいのかという協議を進めていくということになるかとは想像します。

○**職員団体等** 危機管理側からのアプローチは、ないのでしょうか。

○**当局** 危機管理室のほうから積極的に技能労務職の方々にこういったことに従事してほしいとの、そういったなかなか仕組みを構築して教育委員会のほうにそれを求めていくのは、正直難しいのではないかなとそのようには思います。

○**職員団体等** 次が、災害時における非正規職員の位置づけです。

「すぐメール」が正規職員には義務づけられたという話だったんですけども、非正規だけで運営する職場では、一定の整理もされ、委嘱内容に災害時の施設管理とか、一定の役割も与えられているんですけど、参集するためのメールとか、安否がどうなってるのかとか、誰がするんですか。

○**当局** 会計年度任用職員さんでその災害時の出勤が求められるような場合については、誰が管理をするのかとなると最終所管が管理するんですけども、会計年度任用職員さんについてもその必要な所管においては「すぐメール」の登録をすることも可能ですし、実際に登録をしてる方もいらっしゃいます。登録をいただいていますと、人事室のほうから一斉発信する「すぐメール」に対して、その該当する会計年度任用職員さんが回答すれば、そのデータは人事室のほうに集まりますので、私ども人事室のほうはその集まったデ

一タを直ちに各部のほうにお渡しをするということになって、そこで各所管のほうも状況把握はできるという、そういう流れにはなろうかと思えます。

○職員団体等 それはやろうと思って、人事に「お願いします」って言ったらできるんですよね。

○当局 人事にお願いしますというよりは、個別に皆さん登録をいただければというところですね。

○職員団体等 原課が会計年度任用職員の方に「登録してください」って言うたらええってことですね。

○当局 そうですね。まだ全庁的には非常に少数派であると思うんですけども、人事室のほうとしても災害時のお仕事を命ぜられている非常勤職員さんって昨年度調査かけたんですけども少数派ではあろうと思えますけども、そういった所管についてはそういう運用も一つの選択肢としてしていただければと思います。

○職員団体等 児童館では館長が主査として館を管理されているということですけど、留守家庭児童育成室は非正規のみで運営し、主任しかいないということで、いざというときに誰が責任持って判断できるのか不安なんですけども、主査の配置が要るのではないのでしょうか。

○当局 その点については第2回の交渉のときにもやり取りがあったと思うんですけども、そこも各職場の職員体制についてはまずは各所管での検討事項でございますので、放課後子ども育成課のほうでどのような考え方にいたっているのかという、そこから始まるといいますかそういった位置づけです。

○職員団体等 台風が接近するなどで市民の安全も確保できないから、出先職場で職場そのものを閉じるといふか閉館とか閉室になった場合でも、会計年度任用職員は出勤しないといけないのでしょうか。

○当局 その場合は、明確にその業務委嘱がなされていることがあるのであれば出勤をしていただくことになろうかと思うんですけども、この閉館等を理由とするのか台風接近を理由とするのかということもあると思うのですが、危険回避の休暇の適用条件を満たしているのであれば、そういった休暇の取得ということにもなろうかと思えますし、ただ、その台風のみならず地震とかも含めて施設が閉館するときの取扱ということになるとまた話が変わってきますし、いろいろなパターンがあってなかなか答えにくいなと感じるところなんですけど。

○職員団体等 台風でいつ何が飛んできてガラスが割れるかもわからないから、今日は閉めましょうというときに、正職やったら行っていろいろなことをしないといけないんですけど、会計年度任用職員の方は「今日は閉まってるからもう来なくていいよ」となるとすれば、来なくていい理由が要ると思うんですけど特別休暇とか職免にならないですか。

○当局 なかなか、非常に難しいところで、ノーワークノーペイの原則とどこまでの災害が天災と認められて、一定の給与的な保障が必要な状況になっているかというところの兼ね合いになりますので、台風が接近

しているから直ちに来なくていいよというその取扱いも場合によっては問題がある取扱いですし、なかなかこれ、災害時の休暇の話になるとどうしてもそのケース・バイ・ケースといたしますか、非常に一個一個事案で判断が難しい場合があるので、この要求書にあるようにそういった場合全てにおいて特別休暇を付与することという要求を受けているところですけども、果たしてそういう対応が可能なのかというところには疑問を持ちます。

○職員団体等 5番のところなんですけど、各職場に防災用品を配置することとして挙げています。水とかご飯など三日分が職場に置かれるようになったと聞いていますが、そうですか。

○当局 すいません、今おっしゃったよう三日分であったかどうかというところの記憶は定かではないんですけども。二日分だそうです。二日分は市として購入して配布をするということになっております。

○職員団体等 これって正規職員だけですよ。

○当局 会計年度任用職員も対象にカウントしている。

○職員団体等 正規職員も会計年度任用職員も全員ですか。

○当局 そうですね。全員と申しますか災害対応する職員という対象になるので、災害対応する職員に指定されている方についてはカウントされている。その方については、配布するというそういう内容です。

○職員団体等 委嘱状に災害対応が書いてある方は水とかが配られ、職場に配置されるということですか。

○当局 そうですね、この事務に携わっているのは防災上調達班という役割を持っている契約検査室で今回購入をしたんですけども、契約検査数のほうの照会に対してそれぞれの所属のほうがそういった回答をしてるはずやとそう思います。

○職員団体等 もう職場に届いてるんですか。

○当局 12月上旬ということでお聞きはしています。

○職員団体等 懐中電灯とかヘルメットとかラジオなど、災害時になるとすぐに要るようなものも配置していただけるように、職員の安全を守るためでもありますし、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○当局 災害時のこういった用品についても災害時における組織っていうのがあるんですけども、その中では人事室が所管している部分ではないので、関係する部局のほうにそういった要望がある旨をお伝えをしておきます。

○職員団体等 委託先における災害対応についての検証を行ってくださいというところで、今、一部の公民館が民間の指定管理をするという動きがあると聞いていますが、そんなことになると災害時に本当に住民の方が避難できるのか不安で仕方がありません。

避難所としての公共施設を増やしていかなあかんと思うんですけど、そういう側面からもぜひ検討や検証をしていただくように危機管理室に伝えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○当局 そういった要望があることをお伝えをいたしますけども、民間に委託をした施設が直ちに避難所としての機能が悪くなるかとなりますと、現時点でも指定管理等されている施設についても災害時には避難所になったりします。そういったところで明らかに問題が、そういった指定管理の施設からだけ明らかに問題が出てるといようなそういった状況も聞いておりませんので、我々の立場で、直ちに指定管理等の委託先であったら問題やといようなことは申し上げることはできないんですけども、冒頭、申し上げたようにそういった観点からの要望があったということはお伝えはしておきます。

○職員団体等 福利厚生のところに移ります。

新型コロナの感染対策としてマスクの着用が感染を防いでるということです。

当初はマスクが不足していましたし、どこにも売っていないとかいうことだったと思います。在庫を職場のほうに配っていただいたかと思うんですけど、現在のマスクの状況はどのようになっているのでしょうか。

○当局 マスクの、公費としてもってマスクということですけども、そちらのほうもともとコロナが発生するまでは、新型インフルエンザが発生したときに備えて備蓄していたマスクなんですけれども、その計画どおりの備蓄数までは戻せてないんです。一定、マスクについてほかの予算から流用を行って、一定数の在庫は確保をしている状況です。ただ、頻繁に皆さんに配れるような数ではないというふうに思っています。

○職員団体等 業務上マスク着用は必要なので、ぜひ配給をお願いしたいと思います。保育所とかそういった福祉関係のところではマスクが別のルートで配られたりとかもあるんですけど、本庁で働く人には全く何も来ないので、人事室が頼りですのでぜひお願いしたいと思います。

次に、本庁の中層棟2Fの男性用トイレが何か月も壊れたままになっているということです。

今、コロナで大変かも分かりませんが、市民の方もお使いになられますし、早く直してほしいと伝えていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○当局 その旨は、総務室のほうにも伝えておきます。

○組合 中層棟の1階のところにおむつ変える台があるんですけども、あれも壊れてるみたいなんで、それも早急に直していただきたいんです。市民の方が困っておられましたので。

○職員団体等 職員会館のロビーのほうにテーブルが設置されました。やっと設置していただいてありがたく思っています。

職員会館は昼食会場として4階を活用されていて、これからまた冬になるととても冷え冷えとしていまずので、空調運転のほうは引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**当局** 本庁においても空調が入るような時期になってからはなりますけれども、利用がある場合については空調は入れさせていただきたいと思っております。

○**職員団体等** 3階の空調は故障していますけれども、修繕していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**当局** 今年度からそういった施設の修繕について予算の要求の仕方が変わってしまっていて、まずその必要性を最初に判断しないといけないということで、職員会館全体のあり方の方針が出ていないと、そもそも予算要求も難しい状況になっておりますので、今年度についてはコロナ禍で予算要求の削減が必要という状況もありまして、今年度についてその部分の要求は断念をしているというような状況です。

○**職員団体等** なかなか厳しい状況としても高層棟とか低層棟とかは計画も出されたと思います。職員会館についても計画を出していくよう厚生会としても動いていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○**当局** 本庁舎そのものの長寿命化という意思決定がなされている中で、職員会館についても本庁舎の一部と理解しております。ですので、今後この職員会館を長寿命化して長期にわたって利用するためにどうあるべきかということも検討を進めたいと、そのように思っております。

○**職員団体等** この春の緊急事態宣言のもとで、時差出勤制度が取られて、活用していた職員の方もいらっしやと思うんですけど、学校に勤務している職員は8時から4時半の勤務時間で、遠方から電車で大体1時間半とか2時間弱かかって通ってる方がいらっしやって、時差出勤を活用して、混雑する時間帯を避けようと思ったら、後に時間をずらすと、例えば1時間ずらして9時に職場に着こうと思うと、混雑した時間にバッティングしてしまうし、帰る時間も4時半から5時半に退勤時間を変えると、朝と同じように混雑する時間になってしまうと。心配やから朝早くに、1時間早く出勤するとかできないのかと相談を受けたことがあって、9時から5時半までの勤務じゃない人とかもありますから、そういった職員が安心して働けるような制度を検討してもらいたいと思っております。

○**当局** 時差出勤についてはほかの方にも早出、早く出勤するという運用もあってもいいのではないかと、うふうに意見を頂いているという状況はあります。ですので、規則レベルで定まっております規則改正を行う必要がありますので、簡単なことではないんですけどもそういった声も複数頂いているという状況もありますので、引き続き検討はしてまいりたいとそのようには思っています。

○**職員団体等** 通勤手当の改善のことですけれども、多くの職員の方が自宅から通勤されて、直接自宅から職場とか、あとは最寄りの駅まで自転車で通われながらあと電車、バスとかいう方もいらっしやるかと思いきいんですけども、通勤手当の中に駐輪場代が対象外になっているので、駐輪場を使っている場合は自腹になってい

ます。

仕事に行くために駐輪場を利用しているわけですから、基本的には通勤手当の対象として認めていただきたいというのがお願いです。

特に、さんくす庁舎に勤めておられる方なんですけども、今までは本庁舎のほうで勤めてたんで、自宅から職場まではそのまま自転車で通ってたんですけども、さんくすの職場に異動になった途端に、最寄りの駐輪場を利用してくださいということになっているらしいんです。あそこの駐輪場は年間で大体2万ぐらいかかりますし、バイクやったら3万ぐらいかかります。それが基本的に通勤手当に認められないということで自腹を切っているということです。ほかの施設でしたら多分そのまま自転車は置かせてもらっていると思いますけども、そういう駐輪場しかないので、ぜひこの通勤手当には駐輪場代も認めていただきたいと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

○当局 さんくすに一部の事務室が移転したときにそういった御質問を頂いたんですけども、通勤手当は国の制度、他市の制度と均衡した制度となっております。交通用具についての手当は駐輪場代の支給はなく、距離に応じて支給をされることになっておりますので、本市だけ駐輪場代を支払うことは困難と考えております。

○職員団体等 4月と7月には感染症グループの人たちは管理職ふくめ月100時間ぐらいの残業がありました。

議会対応とか、予算のことも含めて大阪府の保健所さんにはなかったようなもろもろの業務、そういうのがあって5月末から6月ぐらいも感染症グループは60時間、70時間とかはざらにあったようです。保健センターとかももろもろのところが手伝いに来てても、感染症グループはたくさんの業務をされてたということで、もともとの人員が足らなかったというところでどうしていくか、吹田市の市民の方に身近な保健所になり得てないんじゃないかというところで、今回健康医療部として人員要求を挙げさせていただいたんです。コロナ禍の中で、いわゆるチャイルドアビューズで、吹田市内でも約1.5倍ぐらい増えてるやろなと言われてます。恐らく学校教育の方も非常にそれは感じておられると思います。虐待ケースは委託はできないんです。新型コロナウイルス対応に関しては委託は仕方がないかなというところですが、虐待対応だけは委託できないというところがあって、その保健師さんが何とか地域をわたして、この新型コロナウイルスのところへ手伝いに来ておられたんです。ですので、公衆衛生を担う専門職が自身の業務をほかの人に渡して、また過重労働になってやっтерという実態を踏まえた上での人員配置を今後もつくっていただきたいと、切なる願いです。

○職員団体等 今、保健所の大変なことを聞いていただきましたけど、ぜひ、感染症のことも大事ですけどそういった虐待のこととかもありますから。引き続き人員の配置をお願いしたいと思います。

○職員団体等 保育所支部です。

保育所現場の中で、今現在パートアルバイトさんを何人募集されているか御存じですか。18施設ある中16施設が36人の方がいないということを知ってらっしゃいますか。

○**当局** すいません。足りない、足りないというのは当然保育幼稚園室とも協議していますので、存じ上げているんですけども、それが何人かまでは正直把握はしてなかったです。

○**職員団体等** 保育士はそんだけの数が足りないんです。それだけ足りない状況の中で妊娠される方もいらっしゃる中で、制度はつくってもらったんですけどその制度が生かされていないというのが現実なんです。処遇がよくないので、保育士として働きたいという方がいらっしゃるというのが現実なんです。そこをしっかりと汲み取ってもらって、処遇改善さえされれば働きたいと言われてる人はいるんです。吹田市としてどう人材を確保していくのか、その会計年度の方も集まらなければ正職が全部しわ寄せを食らって、勤務も過重労働になっているのが実態であります。

本当にこのコロナがあるのでリスクを背負いながら勤務してもらって、本当は休んでほしいんですけども、そこが回ってないという現状があるので、そこが人数がそろっている職場であればきちっと在宅ワークしてもらったりとか、勤務時間短くしてもらったりとかっていう市としての対応に沿って働いてもらえてるんですけども、足りていない職場にとってはできていません。職場の会計年度任用職員からは「これ、ほんまにとおったら辞めようかな」という声も聞いてます。月々の給料が下がるしボーナスでもらえると思ってた分もらえないってなったら、来年4月からは辞めますと言われる方もいらっしゃるんです。そうなったらますます欠員が増えて現場が回らない状況になってしまう。新たな人が来ても「こんな大変な職場やったら働き続けるの嫌やわ」って言って長く働き続けられないというところがあります。ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○**職員団体等** 第1回交渉から今日までのやり取りを踏まえて、一時金の削減は行えないこと。特に、会計年度任用職員の期末手当の0.05月削減については、格差が広がって、年収が低下になる、人が本当に来なくなるということで、私たちは絶対合意できないと思っています。山場で解決はできるんでしょうか。

○**当局** 解決できるんでしょうかと言われても、我々は解決をしていただく、いただきたいという思いで最終回答を24日の日に申し上げさせていただくということですけども、24日までまだ時間は少しではありますが残されておりますので、どういった回答ができるか上司も含めまして継続して検討していきたいと考えています。

○**職員団体等** 国の給与法案についての国会審議の状況はどうなってますか。

○**当局** 今日、衆議院の内閣委員会で給与法案が可決されておりますので、恐らくですが明日の衆議院本会議で審議、採決される、その後参議院に送られるという状況ですので、早くても来週半ばぐらいなのかなと思っております。

○**職員団体等** コロナの中で頑張ってきた職員、洋服買うこともできない若年層の職員の処遇をこれ以上引き下げるといことが雇用者として本当にできるんかなと思います。山場に向けて私たちの生活実態や今まで働いてきたことを本当に伝えていただいて、私たちが合意できるような回答を出していただきたいんですけど、どうですか。

○当局 先ほどの回答とかぶってしまいますけども、当然、交渉の初日にも申し上げたとおり、合意をすることを我々も目指しておりますので、そういった立場で引き続き検討をしていきたいと思っております。

○職員団体等 係員の8号とか4号引上げとか、あと再任用の主任格付、もし、削減するならばそれを原資にして何かできることをしていただかないと、このまま合意にはなりませんから、ちゃんと内部協議していただきたいと思います。繰り返しになりますけど、それが私たちの思いなんです。

○当局 ちゃんとするという事なんですけど。ちゃんと検討はさせていただきますから。

○職員団体等 本当に生活もかかっていますし、これからまだコロナの第3波と言われてますけど、ほんまどうなるんか分からへん状況でも市民サービスを守らなアカんから、みんな頑張ってるんです。手を抜いてやろうとか思ってる人なんか誰もいません。そういった職員の処遇を「国がやってるから」というわけにはいきませんからね。本当に真摯に内部協議していただきたいと思います。

○職員団体等 週明けの24日が山場、回答指定日を迎えますので、今日の交渉も含めてこれまでの3回の交渉でのやり取り、交渉経過をしっかりと踏まえて内部協議を行っていただいて、24日には円満解決できるよう内部協議をしていただくことをお願いして、本日の交渉は終わりたいと思います。